

第 2 次米子市行財政改革大綱（素案）

（平成 2 2 年度～平成 2 6 年度）

米子市

平成 2 1 年 1 1 月

第 2 次行財政改革大綱策定の趣旨

1 これまでの行財政改革の検証

本市は、平成 17 年 3 月の合併から 5 年目を迎えました。

この間、本市の財政状況は、合併のスケールメリットによる一定の効果が認められるものの、生産年齢人口の減少等による市税収入の低迷、生活保護費をはじめとする扶助費や過去の建設事業で借り入れた市債等の償還金などの歳出の増加に加え、財政調整基金等の枯渇など、厳しい財政状況が続く見通しとなり、平成 18 年 3 月に第 1 次行財政改革大綱及び同実施計画を策定して、平成 21 年度までの行財政改革の取組を着実に推進してきたところです。

この結果、財政効果額は計画策定時の約 4.7 億円を大きく上回る約 7.3 億円（一般会計ベース。特別会計、企業会計を含む全会計ベースでは約 9.3 億円）となり、平成 17 年度時に見込んだ収支不足額の解消を図ることができました。

しかしながら一方で、国の三位一体の改革や平成 20 年秋からの世界的な景気動向の変化は、本市の財政運営に深刻な影響を与えています。

三位一体の改革では、当初に地方自治体が期待したほどの税財源委譲が進まない中で、国庫補助負担金の廃止・縮減や地方交付税の一体的な見直しが確実に進んでいます。

また、市の貯金に相当する財政調整基金の額は、平成 16 年度の約 4 億円に対して、平成 20 年度は約 5 億円であり、依然として枯渇状況が改善されておらず、平成 21 年度予算においても引き続き厳しい財政運営を余儀なくされています。

したがって、行財政改革によって得られた財政効果は、この間の収支不足解消に大きく貢献していますが、本市の財政運営にゆとりをもたらすまでには至っていません。

2 本市が抱える課題と行財政改革の継続の必要性

米国のサブプライム問題に端を発し、リーマンブラザーズの破綻を引き金とした世界経済の急激な冷え込みは、日本経済全体を揺るがし、本市においても大幅な税収減を引き起こすことが予想され、本市の脆弱な財政基盤を一層深刻化させる要因となっています。

加えて、国の新政権の発足に伴う変動は、今後の地方財政の先行きをさらに不透明

なものとしています。

一方、少子高齢化の進展による社会保障費の増加は今後も続くことが予想され、社会構造の変化に伴う価値観やライフスタイルの変化は、市民ニーズの多様化をもたらしています。

このような状況においても、本市は、市民に必要な施策を適切に推進するという行政の本来の責務を果たさなくてはなりません。

そのためには、今後も限られた財源や資源を最大限に活用し、市民に必要なサービスの維持・向上と、新たな課題やニーズに迅速かつ的確に対応できる、持続可能な行財政基盤の確立に向けて、更なる行財政改革に取り組んでいく必要があります。

第2次行財政改革大綱の基本的考え方

1 改革の目的

これまでも、行財政改革における基本的な考え方は、単なるコストカットを行うのではなく、「成長・拡大」の時代の終焉や本格的な少子高齢化社会の到来といった社会環境に対応して、従来の行財政運営のあり方を根本から問い直し、限られた行財政資源を最大限活用しながら、効率的で効果的な市政運営を行うことでした。

こうした考え方は、今後も継承していかなければならないものです。

第2次行財政改革大綱では、第1次行財政改革大綱の取り組みの成果や課題を踏まえながら、急激に変化した現在の社会経済環境の中で、改めて本市が現在どのような状況にあり、今後何をすべきかを的確に捉え、向かうべき方向性を見据える必要があります。

こうした認識のもとで、これからのまちづくりの基本となる「新米子市総合計画・米子いきいきプラン」を念頭に置きながら、改めて本市がめざす将来像の実現に向けて必要となる改革の取組みを再構築し、強固な経営基盤を確立するため、改革の目的を「『生活充実都市・米子』を実現する行政経営基盤の確立」とします。

【改革の目的】

「生活充実都市・米子」を実現する行政経営基盤の確立

2 改革の目標

上記の改革の目的を達成するため、改革の目標を次のとおり掲げます。

- (1) 効率的・効果的な行政体制の再構築
- (2) 持続可能な行財政基盤の確立
- (3) 市民との協働によるまちづくり

(1) 効率的・効果的な行政体制の再構築

限られた財源や資源を最大限活用し、社会経済環境の変化に対応した的確な市民サービスを提供するため、効率的・効果的な行政体制に向けた再構築を推進します。

また、市民の目線を大切にし、市民サービスの質的向上を目ざすとともに、職員の意識向上を図ります。

(2) 持続可能な行財政基盤の確立

中長期的な視野に立って、徹底した歳出の抑制と歳入の確保に取り組み、持続可能な行財政基盤の確立を図ります。

(3) 市民との協働によるまちづくり

市民との情報の共有化を推進し、透明性の高い行政経営を行うことで、市民と行政がそれぞれの役割と責任を分担しつつ、パートナーとして、ともに手を携えてまちづくりを担っていける環境を整備します。

改革の柱と推進項目

上記の目標を達成するため、「行政運営の改革」「財政運営の改革」「組織改革・人材育成」「市民との協働によるまちづくりの推進」の4項目を柱として改革に取り組みます。

1 行政運営の改革

本市はこれまで、本格的な少子高齢社会の到来や急激な社会経済状況の変化の中で、

必要な市民サービスを確実に市民に提供していくために、厳しい財政状況のもと、本市の施策や制度について検証しながら、見直すべきところは積極的に見直しを図ってきました。

今後も引き続き、既存の事務事業の整理・合理化に努めるとともに、行政と民間の役割分担と責任の所在を明確にして、サービス水準や費用対効果などの検討を行いながら、適切な民間委託や指定管理者制度を推進します。

また、既存施設についても、その在り方の方針を明確にしながら、個々の施設について適切な見直しを推進します。

(1) 行政評価の活用

改革の源となる監視機能として行政評価システムの充実を図るとともに、評価結果を行政運営に適切に反映します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
行政評価システムの再構築	施策評価、事務事業評価及び外部委員によって実施している公共事業評価の体系化を図り、併せて外部評価の在り方を含めた行政評価システムの再構築を行う。

(2) 事務事業の整理、合理化

事務事業の見直しに当たっては、社会経済状況の変化に応じた事務処理手法等の見直しを進めるとともに、事務事業評価を活用し、行政関与の必要性、受益と負担の公平性の確保、行政効率等を十分精査しながら、整理・合理化に向けた積極的な見直しを推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
保育所事務システムの導入	保育所入退所管理や保育事務管理、保育所運営費管理事務等について電子システム化を行う。
GIS(地図情報土地評価システム)の導入	固定資産税の評価作業に GIS システムを導入し、課税の公平・適正化を図る。

(3) 行政と民間の役割分担の明確化

行政と民間の役割分担を明確にし、市が現在提供しているサービスでも、民間事

業者等に委ねた方がより効率的、効果的なものについては、サービス水準や費用対効果、定員管理や組織改革等の関連など、総合的な見地から検討を行いながら、市の責任と適正な監督のもとに更なる民間委託を推進します。

また、指定管理者制度については、平成23年度に予定されている多数の施設の契約更新に合わせて、指定管理者候補者の選定基準の見直しを行います。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
民営化推進計画の策定・実施	平成22年度に新たな民営化推進計画を策定し、業務の民営化を推進する。
指定管理者制度の見直し	指定管理者候補者の選定をより適切に行うため、指定管理者候補者の選定基準等を見直しを行う。

(4) 既存施設の見直し

平成20年度作成の『公の施設のあり方に関する検討委員会』報告書では、施設や設備等の老朽化に伴う更新需要の増加が高まる一方で、投資額の確保にも限界があり、全ての施設について、存廃も含めて検討すべきという報告がなされています。

今後は、施設の管理運営面も含めた公の施設の見直しに関する方針を定めるとともに、重複施設の統廃合、目的転用、改善・効率化などを推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
公の施設の見直し	施設の管理運営面を含めた公の施設の見直しについて方針を定め、随時、見直しを実施していく。

(5) 外郭団体の見直し

市の事業と密接な関連のある外郭団体については、行政関与の必要性や事業内容の精査を進めるとともに、それぞれの団体と連携、協議しながら、今後の方向性を含めた事業の見直しを促進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
外郭団体の行財政改革の促進	外郭団体への補助金、委託料抑制の観点から、外郭団体における計画的な行財政改革への取り組みについて要請する。

(6) 便利で快適なサービスの提供

市民のライフスタイルや生活サイクルの変化・多様化に合わせ、市民にとってより便利で分かりやすく、満足度の高いサービスの提供を推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
屋内外体育施設の管理運営の一元化	屋内体育施設及び屋外体育施設の管理運営について、市民に分かりやすいように所管の一元化を図る。
コンビニ収納導入に係る方針決定	軽自動車税等のコンビニ収納導入に係る調査検討を行い、方針を決定する。

2 財政運営の改革

限られた財源や資源を有効に活用しながら、最大限の効果を挙げるためには、事業の重要性、緊急性などを考慮した「選択と集中」を進めるとともに、中長期的視野に立った計画的な財政運営に努める必要があります。

本市の厳しい財政状況を勘案しながら、社会経済状況の変化に適切に対応できるような効率的かつ持続可能な財政基盤の確立を図るためには、徹底した歳出の抑制と歳入の確保に取り組まなければなりません。

そのためには、引き続き大規模投資的事業の凍結・抑制を行いながら市債未償還残高の低減に取り組むとともに、人件費の適正化、負担金・補助金の見直し、借地料の見直し、税料等の滞納対策、自主財源の確保などを積極的に推進する必要があります。

また、懸案となっている特別会計等における諸課題の解決に向けて、引き続き積極的に取り組む必要があります。

(1) 中長期的な視点に立った財政運営

本市では、これまでの行財政改革の取り組みによって、市民の将来世代への負担軽減を図るため、毎年の市債の発行額を抑制しながら、市債未償還残高の低減に計画的に取り組んできました。

今後も投資的事業の精査を行い、新たな市債発行を抑制することで、更なる市債未償還残高の低減を進めます。

また、財政健全化法に基づく4指標については、引き続きその健全性の維持に努

めます。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
大規模投資的事業の原則凍結	新規の大規模投資的事業について、確かな財源確保がなされ、かつ、パブリックコメント等の具体的手続を踏んだ市民合意がある場合を除き、当分の間、これを凍結又は抑制する。
市債未償還残高の低減	投資的事業の精査を行い、新たな市債発行を抑制し、市債未償還残高を低減する。

(2) 人件費の適正化

総人件費の抑制に向けて、技能労務職給料表の導入や時間外勤務管理の徹底などの取り組みを推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
技能労務職員に対する技能労務職給料表の導入	技能労務職員に対し、国の行政職給料表(二)に準じた技能労務職給料表を導入する。

(3) 負担金・補助金の見直し

補助金等については、急激に変化する社会経済状況の中で、支出の根拠、必要性、公平性、費用対効果などを常に検証する必要があります。

今後も、米子市補助金交付基準に基づき、補助対象経費等の精査を行います。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
法令外負担金・補助金の適正化	米子市補助金交付基準に基づき、補助対象経費等の精査を徹底する。

(4) 借地料の見直し

借地料については、地価の下落など民間取引の状況を踏まえて、徹底した減額交渉を継続します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
借地料の減額交渉の実施	借地料の継続的な減額交渉を実施する。

(5) 滞納対策の推進

負担の公平性・公正性を確保し、安定したサービスの提供を維持するためにも、債権を着実に確保する取り組みを積極的に推進しながら、市税等の徴収率向上に取り組めます。

また、「税外債権収納対策支援チーム」による国民健康保険料など税外債権の回収に係る支援を進めます。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
市税等徴収率の目標設定	各税料等の徴収率の目標設定を行い、徴収率の向上を図る。
税外債権の収納対策支援の実施	収税課に専任職員を配置し、各収納担当課の収納対策支援に取り組む。

(6) 自主財源の確保

土地や建物等の市有財産を有効に活用する取り組みについては、これまでも有料広告やネーミングライツなどを積極的に推進してきたところです。

今後も、自主財源を確保するため、引き続き有料広告や遊休地の売却などを積極的に推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
庁舎内動画広告事業の実施	庁舎内において動画による行政情報の提供を行い、併せて民間企業等の動画広告を実施する。

(7) 受益者負担の見直し

使用料や手数料は、行政サービスの対価の一部として利用者に負担を求めものですが、その原価を使用料や手数料で賄えない部分は、サービスを直接利用しない市民を含む市民全体の負担となっており、適正な金額設定が求められています。

今後も使用料・手数料に係る適正化方針に基づき、計画的な見直しを行います。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
使用料・手数料の額の見直し	使用料・手数料に係る適正化方針に基づき、計画的な見直しを行い、適正化を図る。

(8) 特別会計等の経営健全化

本市の一部の特別会計については、一般会計からの赤字補てん的な繰入金や次年度からの繰上充用金による運営が依然として継続しています。

こうした状況を早期に打開するため、本来、使用料などの特定の収入をもって特定の事業を行うべきものについては、その原点に立ち返って、受益と負担のあり方、債権確保策などについて見直しを行います。

また、米子がいなタウンや流通業務団地の利用促進など、従来からの懸案課題の解決に向けて、引き続き積極的に取り組みます。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
下水道使用料・農業集落排水施設使用料の見直し	計画的に下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の見直しを行う。また、平成24年度に下水道使用料と農業集落排水施設使用料の料金統一を行う。
安来市吉佐地区汚水処理の受け入れ	島根県安来市と連携し、安来市の一部の汚水について、米子市内浜処理場に受け入れる。
流通業務団地の規制緩和の実施	米子流通業務団地の立地施設の拡大を行う規制緩和について、都市計画変更を経て実施する。
米子駅前地下駐車場の利用促進	無料駐車時間延長、無料駐輪時間新設、廉価版定期駐車区画拡大などの社会実験を行いながら、効率的な運用、的確な料金設定を行い、利用促進を図る。

3 組織改革・人材育成

組織体制については、これまでもその都度効率的な体制となるよう見直しを進めてきたところですが、今後も環境の変化に的確に対応し、簡素で効率的な組織となるよう絶えず見直しを行います。

また、組織を支える職員については、目的や課題意識の高い職員の育成に努めるとともに、職員一人ひとりがやりがいを持って仕事に取り組むことができる活気のある

環境を作り出すために、適正に評価される人事評価制度の構築を図ります。

(1) 組織機構の再編、整備

地方分権時代にふさわしい組織体制の構築を図るとともに、定員適正化による職員減に対応しながら、多様な市民ニーズや新たな行政課題に迅速に対応できる、柔軟性、機動性のある組織づくりを推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
組織機構改革の実施	多様な市民ニーズや時代の変化に対応できる組織機構改革を実施する。

(2) 定員管理の適正化

新たに策定する「定員管理適正化計画」に基づき、計画的な職員数の削減に努めるとともに、職員の適正配置を行います。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
定員適正化計画の策定・実施	平成22年度以降における新たな定員適正化計画を策定し、順次実施する。

(3) 職員の意識改革と人材育成

社会経済状況の変化に対応し、的確な市民サービスを提供していくため、市民本位の視点に立ち、行政のプロフェッショナルとして必要な政策力、判断力、調整力、改善意識を持った職員の育成を推進します。

また、市全体の課題を共有し、各課で抱える諸課題を解決していくため、職場活性化運動を推進します。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
職場活性化運動の推進	各課が自らテーマ等を企画・立案・実行することにより、各職員が働きやすく、働きがいのある職場であることを実感できる職場環境づくりを推進する。

(4) 職員の資質向上に資する人事制度

客観的で公平性、透明性の高い人事評価制度を導入し、能力・成績重視の処遇を行うことにより、職員の意欲を引き出し、組織全体のレベルアップを図ります。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
新たな人事評価システムの導入	職員の能力・実績を適正に把握し、人材育成、任用、給与に反映させることのできる客観的で公平性、透明性の高い新たな人事評価制度を導入する。

4 市民との協働によるまちづくりの推進

市民と行政が互いに自立したまちづくりの主体として、それぞれの果たす役割と責任を自覚し、協力し合いながら「市民との協働によるまちづくり」の考え方を暮らしの中で実践していく必要があります。

そのために、まちづくりの基本的な理念や原則を、市民と行政が共有できる条例の制定に取り組みます。

また、市民と行政の信頼関係を確立するため、行政情報を分かりやすく提供し、説明責任を果たします。

(1) 市民参画と協働の推進

「米子市市民参画・協働推進計画」にしたがって、主体的に公益的な活動をする市民活動団体、地域自治組織、NPO等の活動と自立を支援し、行政と市民のみならず、市民と市民が実践できる協働のまちづくりを推進します。

また、施策形成過程に市民の声を反映させるため、今後もパブリックコメントの活用や審議会・委員会等への委員公募制を推進する等、市政への市民参画機会の拡充を図ります。

【主な取り組み】

取組項目	実施内容
米子市市民自治基本条例(仮称)の制定	米子市市民自治基本条例検討委員会から提出される予定の条例素案を市の条例案として調整し、市議会へ上程する。施行にあたっては、市民説明会等により、条例の趣旨を広く周知する。

(2) 公正で透明性の高い行政経営の推進

市民との協働や市民参画を推進していくためには、市民と行政が必要な情報を共有することが重要です。

施策の取組み内容や進捗状況等の行政情報を、広報やホームページなど様々な媒体によって市民に分かりやすく積極的に提供し、行政の透明性を確保します。

【主な取組み】

取組項目	実施内容
財務情報の分かりやすい公表	財務情報について、広報よなごや市ホームページを通じて更なる情報提供を推進するとともに、より市民に分かりやすい形の公表に努める。

実施期間等

(1) 実施期間

第2次行財政改革大綱の実施期間は、平成22年度から平成26年度の5年間とします。

(2) 実施計画の策定

第2次行財政改革大綱を計画的に実施するため、別に実施計画を策定します。

なお、実施計画は、具体的な目標をできるだけ数値化した内容とします。

(3) 推進体制と進行管理

第2次行財政改革大綱は、市長を本部長とする「米子市行政改革推進本部」の総合調整と進行管理の下に全庁的な取り組みとして推進するものとし、推進状況を随時「米子市行政改革推進委員会」に報告し、意見を求めるとともに、市議会との連携を密にし、市民、関係団体等との理解と協力を得るよう努めます。